

第一類 第十二号

水産委員会議録 第七号

昭和二十三年十一月十八日(木曜日)

(一四)

昭和二十三年十一月十八日(木曜日)

午前十時四十分開議

昭和二十三年十一月十八日(木曜日)
午前十時四十分開議
出席委員
委員長 西村 久之君
理部富永格五郎君 理事藤原繁太郎君
理部馬越 晃君 理事外崎千代吉君
石原 圓吉君 川村善八郎君
關内 正一君 仲内 善治君
夏堀源三郎君 庄司 彦男君
野上 健次君 小松 駿次君
三好 竹勇君 鈴木 善幸君
出席國務大臣 横山 太平君

出席政府委員
農林事務官 久宗 高君
農林事務官 矢野 静男君
専門員 小安 正三君

本日の会議に付した事件
水産業協同組合法案(内閣提出第一
五号)
水産業協同組合法の制定に伴う水產
業團体の整理等に関する法律案(内
閣提出第一六号)
漁業権等臨時措置法案(内閣提出第
一七号)

○西村委員長 これより会議を開きます。
水産業協同組合法案外二法案の審議
をいたします。農林大臣に対して馬越
君より通告の順位になつておるのであ
りまするけれども、農林大臣の御出席

がありませんので、大臣の御出席の機
会に馬越君の通告は譲ることにいたし
まして、次の通告者である川村善八郎
君にお許しいたします。川村君。
○川村委員 終戦後すべての角度から
民主化されなければならないというの
で、もうすでに実行に移されつつある
ものが多いためあります。しかしながら
らひとり水産業に関する民主化は遅々
として進まないばかりでなく、その根
本となるべき法案ですら、ようやく今
回の国会に上程されることに相なつた
のであります。内容すべてを見ますと
とき、われくの意に沿わないもの
がたくさんありますし、また基礎と
なるべきところの漁業法も、諸種の事
情から今回提出することができないと
いうようなことで、まことに遺憾であ
ります。しかしながら漁民いたしま
しては、今やこの協同組合法をすみや
かに制定をして新規足せしめなけれ
ば、漁村の混乱は申すに及ばず、漁民の
今後行くべき経済的にもまた思想的
に及ぼす影響が重大である。かよう
に考えまして、言い切れるならば、混
乱の極をきわめまして、民主化どころ
か、かえつて悪化するようなことに陥
りはしないかと私はひそかに憂うるも
のであります。ありますけれども、内容を十
分に検討いたしまして、修正すべきと
ころは修正し、漁民の意に沿うべくわ
れわれは審議をしたいし、通過さした

いのでありますけれども、その時間の
余裕がないのでありますて、会期もす
でに余すところ十数日というくらい
で、その間公聽会も開かなければなら
ないし、結論に達しまするまでには相
当の時間の研究も必要だと考えており
ます。いろいろこういう点から考えま
して、この法案の通過には困難性があ
ることを予想しておりますのであります
けれども、これとても委員長初め水產
廳当局並びに委員諸君の協力一致によ
つて、極力この通過に努めるならば、
私はさまで困難なことはない。内容の
不備等については、先般の御答弁によ
りまして、当局は漁業法が第四回の通
常国会に提案される場合には、不備の
点は改正してもよろしい、かようには
んとうに心を打明けてわれくに御答
弁願つたのでありますから、そい
て、上下ともにこれを通過させる
べく努めますならば、たとえ第三回会
議で短時間であるといえども、私は困難
を克服することができる信じておる
として、上下ともにこれを通過させる
ものであります。しかしながらこの点
においていろいろ折衝しなければなら
ぬところや、あるいは手続等には相当
また困難もあるであります。しかし
ういう困難をこの際克服して、これを
通過するという強い意思が、水産廳の
長官を初め当局の方々並びに委員長に
おいてあります。あります。内容を十
分に検討いたしまして、修正すべきと
ころは修正し、漁民の意に沿うべくわ
れわれは審議をしたいし、通過さした

感をもつてお答えしたいと思います。
もちろん内容につきましては、先般來
る委員の方々から具体的に詳細に御意
見を拜聴しておつたのです。それらに
基きまして、できるだけ早い機会にお
いて内容を整備する、完備する、これ
については全力を注いで努力いたしました
ことを予想しております。なおこ
の短期間に起きまして、われくとい
たしましては、関係方面ともできるだ
け密接な連絡をとり、またわれくも
努力いたしまして、ぜひとも通過いた
しまするよう、われくとしてなす
べきことは十分にし遂げたい、こう
考へております。

○川村委員 ただいまの御答弁におい
て熱意のあることは十分承知いたしま
した。私はこの協同組合法案の内容を
ずつと覗いています。目的はま
さに百パーセントと言わなければなら
ぬのでありますけれども、はたして自
身の通りなし得るかどうか、ということ
について総括的に申し上げますと、ま
ず事業面を見ますと、過去の漁業会
の事業よりははるかに多くなつてお
りまして、倉庫事業やあるいは團体の協
約やら、教育事業というような新たな
事業も織り込んでおる必要があります。
また漁業もなし得るというように織り
込んでおります。しかしながらこの事
業を遂行いたしまするに、まず漁業權
の問題が一番私は重要な問題だと思いま
す。漁業權は根つき漁業權あるいは区
画漁業權も一部しか協同組合が保有す
ることができないとするならば、事業
を起したくとも、一体その事業の收入
になるべきところの財源をいかにして
出資によるということに重点が置かれ
ております。これまでの側から見ましても、また今後
の協同組合の組織から見ましても、零
細漁民を主としておるようになります
。制限も加わつておりますので、
おそらく出資は事業に貢献するだけに
見えるべき出資か、私は不可能でないか
と考えております。さらに組合の
地区におきましても、定款で定めると
いふことになりますと、一つの協同組
合をつくりますのに、おそらく一部落
にも地区が重なるというようなことか
あり得るのでありますよろしく、一箇町
にいたしましては、むろんそういう
合をつくりますのに、おそらく一部落
にも地区が重なるというようなことか
あります。しかも組合員の資格といたしま
しては、三十日以上九十日の間で漁業
を經營する者、あるいは漁獲に携わる
労働者といふふうになつております。
しかしも組合員の資格といたしま
しては、はたして一体組合員たる資格をも
つ漁民の判定をどこでつけるかとい
うようなことも、われくが漁業を長く
やつてきており、しかも組合運動を三
十年もやつてきた経験をもつておるけ
れども、なお苦しんでおるということ
を言われるのです。なお組合員
の資格の中に正組合員、准組合員があ
つて、准組合員には議決権も選舉権も
もたせないということであれば、ほん
とうに組合を信じて加入する者があ
るかどうかといったようなことも考へら

員たるの資格を持つている者の三分の一以上その組合に加入をいたしている組合に對して與える。そういうことになつてゐるわけでありますから、漁業権をどの組合に與えるかという問題につきましては、そこにいくらくさん組合ができます。しかしわたくしもおのずから一つに限定され、その点は支障はないのであります。先ほど申しませんように、内満に行つておりますところは、できるだけ一つのものができるで行くといふことを希望いたしておる次第であります。

○川村委員 次長さんの考え方はそれでいいのでありますけれども、もし根

づき漁業権のない場合であります。い

づれにいたしましても、協同組合をつ

くらなければならぬということは、根つき漁業権のあるとないとを問わ

ず、漁民がひとしく考えておるところ

であります。従つて今次長さんの言わ

うな漁業権問題云々といふようなこと

よりも、もつと思想的にも相容れない

ところのものが、その部落あるいは町

村に二つあるといふような場合は、漁

業権の問題とかけ離れて、やはり二つ

にも三つにも分離されても、自由な意

思でありますから、これはかまわない

のでありますけれども、私らに言わしめれば、今まで一箇町村一つでやつて

離されたといふようなかつこうになる

のであります。こうしたことによつて、かえて協同組合の方がりつぱでありますから、内容的にはいわゆる漁民の不幸を見るという場合ができますので、そういう質問をしたわけであります。

次長さんが言われたように、せめては部落單位、できれば一町村一つといふ

ふうに、大きいかつゆる協同組合をつくるというような御指導を願いたいと

思つてあります。

○鈴木委員 次長さんのおつしやい

の法案から見ますと一年を通じて三

十日から九十日までの間で漁業をやつ

ておる者、あるいはこれに働いておる

者とあります。こうなりますと實際

教員でも女でも、いずれも船さえあつ

てあのつり道具さえあれば、漁業する

ことができる。しかもこれは一年を通じて九十日や百日の問題ではない。半

年以上その業に携わつておるといふよ

うなことが北海道にはたくさんあるの

であります。こうしたような場合に、本業は学校の先生である、あるいは農

業であるといふようなことであるけれ

ども、九十日以上もその漁業に携わつ

ておるという場合に、この判定を一体

だれがするか、協同組合ができる前

に、すでにこの組合員の資格といふも

のが明らかにならなければならぬにも

かかわらず、そうした判定をする機関

をどこにするのかということに、私は悩んでおるのであります。こうした点

において、次長さんはどういう方法で

御指導なさるか、御所見を伺いたい。

（富永委員長代理退席、馬越委員長代理着席）

○藤田説明員 この漁業協同組合の組合員たる資格をもつておりまするの

ために水産動植物の採捕もしくは養

殖に從事する者、こういうふうになつておるわけでありまして、當業として

ますそれを當むことが先決の要件であります。従つてこれが當業と見

れるかどうかという点について、ま

するいがかかるわけであります。されど

これはやはりその考え方、一般的の社會的、經濟的な通念によつてこれを律

して行くというふうに考えておりますが、必ずしも

組合自体がこれを判断をする、そしてその組合自体の判断においてもしも

問題があります場合は、これを訴訟の形式においてはつきりと確定をする、

こういうふうな考え方になつておるわけであります。しかしながらこれにつ

いては、私どもとしても、主な場合に

ついていかなるものが漁業者であるか、あるいは漁民であるかといふこと

については、できるだけその趣旨を明確にいたしまして、誤解のないよう

に実際問題としてはその趣旨の普及宣傳に努めて参りたい。やはり私どもと

して判断します基準も、これは具体的な事例についていろいろな條件を勘案いたしまして、社會的、經濟的通念に

よつてこれを処理するといふふうなこと

と以外には、方法はないのであります。そういうふうな例を漸次つくり

行くことによりまして、ああいう一つの有限的な会社をつくり上げて行くと

いうことになるわけであります。

○川村委員 組織後にいたつては、協同組合の役員会なりあるいは総会なり、総代会なりで判定することができます。

○川村委員 大体わかりました。が、加

入の場合には加入できないようなむり

な条件をつけはならないという一項

があるのです。この法を見て、おそらく三十日

から九十日までというと、今度はおれ

がこうした組合員の資格という問題

については、それはやはり私は組合に與

えた方がいいのじやないかと考えていいのであります。この点につきましては、漁村の実情から私はお話し申し上げたのであります。御所見を伺いたいと思います。

○藤田説明員 この点につきましては、漁村の事情によりましてそれく必ずしも一律には参らぬと考えております。いろいろの事情の所があるわけありますから、これを必ずどうするというようにきめてかかることは、まだ実情に沿わぬ点があろうというふうに考えます。従つて漁業協同組合に加工業協同組合の組合員たらざる加工業者も組合員として入るということにいたしておりますが、やはり漁業協同組合の本来の漁民の團体であるといふ建前は失いたくない。それを没却いたしまして、あるいは例外をつくりまして、他の者が正組合員として入るとどうな構成にいたしますと、場所によりますと、本來漁民が中心であるべき協同組合が、他の漁民以外の人のために左右されるというようなおそれもあるわけであります。やはりその建前は堅持して参りたいと考えます。それから役員は、四分の三は正組合員から出します、それから四分の一は他の者から出します、この問題につきましても、本來を申しますれば、やはり正組合員の中からすべての役員が出ることが建前にしてはいいわけであります。ただ漁村の実情から考えまして、それもそう申しますれば、やはり正組合員の中からすべての役員が出ることが建前としてしまることはまた非常に困るとしていることで外を置いたわけありますから、特に四分の一は必ず外から出ますといふことをいたしますとともに、これは行き過ぎだとうように考えるのです。それは地方々々の事情がござい

ますので、運営において適当にこれを立てるべく決定して行くということを運営してみた後において、多分そういうことが私はできると思いますが、改定すべき点があれば改定するといふ御趣旨でありますから、よろしくお聞かせ下さい。

○川村委員 しかし事情は先ほど私が申上げたようなことでありますから、この法案が通りまして、協同組合を運営してみた後において、多分そういうことが私はできると思いますが、改定してみた後において、多分そういうことが私はできると思いますが、改定すべき点があれば改定するといふ御趣旨でありますから、よろしくお聞かせ下さい。

○川村委員 しかし事情は先ほど私が申上げたようなことでありますから、この法案が通りまして、協同組合を運営してみた後において、多分そういうことが私はできると思いますが、改定すべき点があれば改定するといふ御趣旨でありますから、よろしくお聞かせ下さい。

り私どもとしては予想していないわけであります。それから、特に上欄の四種類の漁業に限つた理由であります。が、私どもといったしましては、独占禁止法の適用をできるだけ漁業協同組合は排除したいというふうな考え方でありますので、ここにあげております。ものは、これは非常に大きな状態のものであります。それで、これを經營するについて必ずしも零細な漁民とも言えないようには感じましたので、これは代表的なものとして除いたのであります。それ以外のものは、いろいろの状態がございますが、これは特に問題としない、これは全部適用を除外するといふのであります。それで、これを經營するに中に入れるわけであります。それから、第十條の「漁民」とは、漁業を営む個人又は漁業を営む者のために」といふのが、これを一應私どもとしては意識的に書きわけてございます趣旨は、これも個人又は漁業を営む者のために」といふのは、これを一應私どもとしては意識的に書きわけておるのであります。従業者は、その協同組合の組合員である個人の従業者以外に、会社の従業者もこれを含む、こういうふうな解釈でございます。その趣旨は非常に矛盾するのじやないかというふうな御質問で、これを含む、こういうふうな解釈であります。その趣旨は非常に矛盾するのであります。そのためには、この協同組合の考え方は、漁村の民主化を達成するためには必要な漁村の基本的母体といふように考えておるのであります。そして、しかも協同組合は、その事業といたしまして、いわば流通部の仕事もあるわけでもありますけれども、そのほかに生活の部面の仕事がある。漁民の生活という問題も強く触れておるわけであります。それからまた水産に関する組合員の知識の向上、こういうふう

な啓蒙運動というのも相当重点的に取り上げておるわけであります。そういうふうな事由からいたしまして、廣く一般的に常識的に漁民と考えられておる者は、できるだけこれを拾つて、それで、できるだけこれを捨てて、そくして協同組合の事業を通じて、漁民の経済的、社会的地位の向上をはかり行きたいというふうな趣旨から考えまして、特にまた、漁業会社と申しましても、非常にその規範内容においてはまちまちでございます。大きな会社は別といたしまして、小さな会社の從業者というものは、かりにこの協同組合法の適用から排除いたしますれば、それらに対する組織といふものがいたしますが、この点についてはなお考慮の余地もあると思いますから保留いたします。私が、まちまちでございます。
○富永委員　ただいまの点は大体了解いたしましたが、この点についてはなお、漁業協同組合で行なうところの事業は、船だまり、船揚場といふ文字は從来使いならされておつたのであります。しかし、船だまりといふような賃金を、それを取上げるだけの資格があるのです。それが、やはり生産を基礎としての漁港、船だまりといふものを漁業協同組合員として参加させしめる機会を與えて、それによつて啓蒙運動をやる、あるいは、また生活の問題についてもいろいろめんどうを見るといふようなことをやる方が、漁村の実情に適應しておられるといふふうな考え方から、かようにいたしました。それから第七條の第二項についての御質問でございますが、独占禁止法の第二十四條第三号と申しますのは、これは議決権が平等でなければならぬという規定でござります。ところが協同組合法では、議決権は正組合員と準組合員によつてして従ずしも平等でございません。御承知の通り準組合員には議決権はありません。しかしもこの議決権平等の要件に興えておりません。そういうふうな考え方からいたしまして、議決権の点についても違つておられますけれども、少しともこの議決権平等の要件に該当しましては、これはその要件を備えておる組合とみなす。かりに独占禁止法の適用を受ける前項第一号、第三号

及び第四号の組合であつても、ほかの条件によつて独占禁止の條項の適用を受けることがあります。少くも議決権の関係においては、これは組合の適用から排除いたしましたが、これは言葉の使い方でございます。どちらでもよろしかろうと考える者は、できるだけこれを拾つて、そくして協同組合の事業を通じて漁民の経済的、社会的地位の向上をはかり行きたいというふうな趣旨から考えまして、特にまた、漁業会社と申しましても、非常にその規範内容においてはまちまちでございます。大きな会社は別といたしまして、小さな会社の從業者というものは、かりにこの協同組合法の適用から排除いたしますれば、それらに対する組織といふものがいたしますが、この点についてはなお考慮の余地もあると思いますから保留いたします。
○富永委員　ただいまの点は大体了解いたしましたが、この点についてはなお、漁業協同組合で行なうところの事業は、船だまり、船揚場といふ文字は從来使いならされておつたのであります。しかし、船だまりといふような賃金を、それを取上げるだけの資格があるのです。それが、やはり生産を基礎としての漁港、船だまりといふものを漁業協同組合員として参加させしめる機会を與えて、それによつて啓蒙運動をやる、あるいは、また生活の問題についてもいろいろめんどうを見るといふようなことをやる方が、漁村の実情に適應しておられるといふふうな考え方から、かのようにいたしました。それから第七條の第二項についての御質問でございますが、独占禁止法の第二十四條第三号と申しますのは、これは議決権が平等でなければならぬという規定でござります。ところが協同組合法では、議決権は正組合員と準組合員によつてして従ずしも平等でございません。御承知の通り準組合員には議決権はありません。しかしもこの議決権平等の要件に興えておりません。そういうふうな考え方からいたしまして、議決権の点についても違つておられますけれども、少しともこの議決権平等の要件に該当しましては、これはその要件を備えておる組合とみなす。かりに独占禁止法の適用を受ける前項第一号、第三号

及び第四号の組合であつても、ほかの条件によつて独占禁止の條項の適用を受けることがあります。少くも議決権の関係においては、これは組合の適用から除外される方の組合と同じように議決権平等の組合とみなすという趣旨でございます。
○富永委員　ただいまの点は大体了承いたしましたが、この点についてはなお考慮の余地もあると思いますから保留いたします。
○富永委員　ただいまの点は大体了承いたしましたが、この点についてはなお考慮の余地もあると思いますから保留いたします。
○富永委員　ただいまの点は大体了承いたしましたが、この点についてはなお考慮の余地もあると思いますから保留いたします。
○富永委員　ただいまの点は大体了承いたしましたが、この点についてはなお考慮の余地もあると思いますから保留いたします。
○富永委員　ただいまの点は大体了承いたしましたが、この点についてはなお考慮の余地もあると思いますから保留いたします。
○富永委員　ただいまの点は大体了承いたしましたが、この点についてはなお考慮の余地もあると思いますから保留いたします。
○富永委員　ただいまの点は大体了承いたしましたが、この点についてはなお考慮の余地もあると思いますから保留いたします。

法の適用を受ける前項第一号、第三号及び第四号の組合であつても、ほかの条件によつて独占禁止の條項の適用を受けることがあります。少くも議決権の関係においては、これは組合の適用から除外される方の組合と同じように議決権平等の組合とみなすという趣旨でございます。
○富永委員　ただいまの点は大体了承いたしましたが、この点についてはなお考慮の余地もあると思いますから保留いたします。
○富永委員　ただいまの点は大体了承いたしましたが、この点についてはなお考慮の余地もあると思いますから保留いたします。
○富永委員　ただいまの点は大体了承いたしましたが、この点についてはなお考慮の余地もあると思いますから保留いたします。
○富永委員　ただいまの点は大体了承いたしましたが、この点についてはなお考慮の余地もあると思いますから保留いたします。
○富永委員　ただいまの点は大体了承いたしましたが、この点についてはなお考慮の余地もあると思いますから保留いたします。
○富永委員　ただいまの点は大体了承いたしましたが、この点についてはなお考慮の余地もあると思いますから保留いたします。
○富永委員　ただいまの点は大体了承いたしましたが、この点についてはなお考慮の余地もあると思いますから保留いたします。

を考えまして、特にこの字の方方が実情に合うのではないかと思つております。が、これは言葉の使い方でございます。そこで、どちらでもよろしかろうと考えます。そこで、どちらでもよろしかろうと考えます。この点に対する御意見を伺います。
○富永委員　漁業協同組合に付與される漁業権との関係が非常に不明になるよう思われる。漁業協同組合に付與される漁業権との関係は、たゞ一つある。漁業権との関係は、たゞ一つある。
○富永委員　漁業権との関係は、たゞ一つある。
○富永委員　漁業権との関係は、たゞ一つある。

漁業の免許優先順位は、一、漁業者または漁業從事者、二、前号に掲げる以外の者となつて、漁業協同組合は別段明記せられておらないようあります。が、これで沿岸の零細漁業者は一体立つて行けると思われておるのか、政府にておきたいと思います。

次に第十七條によりますれば、漁業協同組合が漁業を営むことのできる條件はかなりむずかしくなつております。これらの條件を備えた漁業協同組合でないと、組合みずから漁業を営むことができないことになりますと、組合自営の漁業はかなり限定されるのである考えられないのですが、これに対する政府の具体的な説明を一應一括して伺いたいと思います。

○藤田説明員 第十七條の「漁業及びこれに附帶する事業」の内容であります。が、國漁業生産の増強となるものとはどうも考えられないのですが、これに対する政府の具体的な説明を一應一括して伺いたいと思います。

○藤田説明員 第十七條の「漁業及びこれに附帶する事業」の内容であります。が、國漁業生産の増強となるものとはどうも考えられないのですが、これに対する政府の具体的な説明を一應一括して伺いたいと思います。

○藤田説明員 第十七條の「漁業及びこれに附帶する事業」の内容であります。が、國漁業生産の増強となるものとはどうも考えられないのですが、これに対する政府の具体的な説明を一應一括して伺いたいと思います。

○富永委員 次に第五十六條の組合は、損失を填補します。この損失と申しますのは、ちょうど実質的な損失を意味しているわけであります。

○富永委員 実質的な損失と言えば損失に違いないのですが、もとと具体的に明示していただきぬと、この意味が非常に不明になると思われます。

○富永委員 この損失と申しますのは、ちょうど実質的な損失を意味しているわけであります。これは、要はその組合の運営の問題に關係して来るであらうと思つています。われくといたしましては、やはり地区組合というものはその地区の

漁村における各種の漁業政策を推進する一つの母体として、また漁民を指導する母体として、十分大きな使命をもつておるわけありますから、かりに業種別組合に入つておりますものといえども、地区組合とは相当な関連性を持つと考えております。従つてそ

の配当のことですが、剩余金というのを貸借対照表上から見まして純財産がそれから地区組合と業種別組合との関係でございます。業種別組合をどん

めの定着性の水産動物を目的とする漁業であつて、一定の水面を専用して営むものを言う、こういうふうに考えております。すなわち海藻、貝類、それからまた回遊をしない、大体そこに定着をしておりますもの、たとえばなま

いふうな定着性水産動物、こういうふうな範囲のもので、はたしてこれらふうなものを利用とする漁業、そういうふうに私どもとしては定義をいたしておるわけであります。それでこういふふうな範囲のもので、はたしてこれがだけの漁業権を得て組合は成り立つて行くのか、かんじんな漁業が全部抜けてしまつて成り立つて行くのかというお話をございますが、これも先ほど川村委員からの御質問に対しましてお答えいたしましたように、今度の改正では

浮魚というものは、これは漁業権の外に置きまして、漁業調整委員会の調整によつてこれを許して行くというふうな建前をとつたのであります。従つてこれを行使しております形は、

○藤田説明員 単位組合においては信用事業は兼営することができるのですが、連合会におきましての信用金の和を超過する場合、超過額を意味するものと解しておりますが、はたし

めの定着性の水産動物を目的とする漁業は他種事業との兼営を認めておらず、その差別はどうかということです。この見解に誤りがないといたします。ならば、剩余金の処分につきまして、第五十六條の組合は、損失を填補します。われくといたしましては、今度の法案の建設は、先ほど申しましたように自由設立というような考え方で貢献しております。従つて特別の業種のもとがそれだけで集まるということについておりません。この損失とは一体どういうことについております。從つて特別の業種のものがそれだけで集まるということにつけてこの見解に誤りがないといたします。第五十六條の組合は、損失を填補します。われくといたしましては、今度の法案の建設は、先ほど申しましたように自由設立というような考え方で貢献しております。従つて特別の業種のもとがそれだけで集まるということにつけてこの見解に誤りがないといたします。第五十六條の組合は、損失を填補します。われくといたしましては、今度の法案の建設は、先ほど申しましたように自由設立というような考え方で貢献しております。従つて特別の業種のものがそれだけで集まるということにつけてこの見解に誤りがないといたします。第五十六條の組合は、損失を填補します。われくといたしましては、今度の法案の建設は、先ほど申しましたように自由設立というような考え方で貢

りませんので、組合の自主的な意思に基いて監査をするという建前に私どもとしては考えております。

○富永委員 次に第五十六條の剩余金

御謹旨を言つていただきたいと思いま

す。

○宮永委員 監査は指導的立場においてのみ行わるべきであつて、監督的には作用せず、従つて強制力はないと思われるが、その見解はどうかといふお尋ねをしたのですが、大体強制力がないといふ。今御答弁ですか、それで了承しておきます。

私の質問は以上で打切りますが、たゞ先ほどの第五十六條の「組合は、損失填補し」というその損失の具体的な意味を伺いたかつたのです。ところが損失とは損失だという御答弁で非常に不満足であります。これは別の機会に譲ることといたしまして、これをもつて私の質問を一應終をことにいたします。

○西村委員長 この際お詰りいたしました。午前の時間ももう間近かでござりますので、午前の会議はこの程度にとどめまして、午後に会議を続行いたしたいと思いますが、午後会議を開きましてさしつかえございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは午後一時半から会議を開くこととにいたしまして、それまで休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

〔筆記〕

○西村委員長 これより午前の会議を継続いたします。

農林大臣が御出席でありますので馬越君にお願いいたします。

○馬越委員 私どもが最も尊敬し思慕しております周東先輩が、今回農林大臣に御就任になられましたことは、

水産事業といったしましてこれほど喜ばしいことはありませんし、かつ多大の期待を持つておる次第であります。な

おまた新発足いたしました水産廳長官には斯界の十分な経験を持つておられ

ます。飯山氏を迎えていたことは、これに配するに事務方面におきましては、老練な藤田次長の御就任を願うことができま

して、ここにわが國におきます水産に関する行政機構というものは、まつたく完結をしたものと考えまして、私どもはかくのごとき陣容のもとに、根本的のわが國の水産行政が強力に推し進

み立つてゐるゝと処理をせられなければならぬよなうことになり、またそ

すればそれが忘れられて、現在の地位に立つてゐるゝと処理をせられなければならぬよなうことになり、またそ

うなつて來るのが普通のこととのように思つてゐます。しかしながらこ

れは業界における多年の懸案であります。しかしながら、周東農林

頼望しておきました。業界におけるあらゆる事案が解決を見ることであろうと、非常な大きな期待を持つております。

○西村委員長 それでは午後一時半から会議を開くこととにいたしまして、それまで休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

あります。でありますから、私どもはこの多年の願望をこういう機会にこそ

実現を見るように、最大の努力を拂わなければならぬ、かく考えておるのであります。この事柄につきましては、周東農林大臣におかれましても十分な

お考えがあることと思うのであります

が、とかく人はそれ／＼そのいすにす

なりますと、その立場上、日ごろお考

えになつておりました事柄もやども

すればそれが忘れられて、現在の地位に立つてゐるゝと処理をせられなければならぬよなうことになり、またそ

うなつて來るのが普通のこととのように思つてゐます。しかしながらこ

れは業界における多年の懸案であります。しかしながら、周東農林

頼望しておきました。業界におけるあ

らゆる事案が解決見ることであろうと、非常な大きな期待を持つております。

○西村委員長 それでは午後一時半から会議を開くこととにいたしまして、それまで休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

対して力強い團結がなかつたということもありましょし、一般的に水産とい

うものが食糧問題の一部といふべきであります。馬鹿委員からまことに過分な期待とおほめの言葉をいただい

ます。幸い水産の重要性がだんだん認められまして、先日も委員の方からお話をありましたように、國会にお

ける常任委員会の改組にあつても、

まずは、これに対するどういうふうに

対処して行かれるとするか、そうした事柄につきまして御見解を承りたいと

思つてあります。

○周東農務大臣 お答えを申し上げま

すが、その前に馬鹿委員からまことに過分な期待とおほめの言葉をいただ

いて、私はそれと價する者ではない

ことであると推測いたしておるの

であります。しかしながら、周東農林

大臣が何時までも農林大臣に御就任になつておられるのではないのであります。全國水産人の等しく考えておる

ところであると推測いたしておるの

○馬鹿委員 今までの過去の経過から省みまして、水産省設置の問題につきましては、各党各派、また衆議院たる

と參議院たるとを問わず、ひとしくそ

の必要性を痛感いたしておりますが、今後もいろいろのことを考え合せ

ます。また從来はともかく國際經濟の上にありますとき、日本の貿易増大といふこと

おいても水産の地位が相当大きかつたが、今までいろいろのことを考え合せ

ます。そこで、日本と國際經濟の上にありますとき、日本の貿易増大といふこと

おいても水産の地位が相当大きかつたが、今までいろいろのことを考え合せ

ます。そこで、日本と國際經濟の上にありますとき、日本の貿易増大といふこと

おいても水産の地位が相当大きかつたが、今までいろいろのことを考え合せ

ます。そこで、日本と國際經濟の上にありますとき、日本の貿易増大といふこと

おいても水産の地位が相当大きかつたが、今までいろいろのことを考え合せ

ます。そこで、日本と國際經濟の上にありますとき、日本の貿易増大といふこと

おいても水産の地位が相当大きかつたが、今までいろいろのことを考え合せ

ます。そこで、日本と國際經濟の上にありますとき、日本の貿易増大といふこと

かと、私どもは非常な希望を持つて

いるのであります。この場合諸般の情勢が一挙に水産省に持つて行くことができないといったならば、最初私どもが水産省に昇格いたさんと志しましたものは、先ほど申し上げましたように、およそ水産に関係いたしました諸般の行政は、すべて水産廳においてこれを処理し得る状態の水産廳が望ましかつたのであります。

せめてこれだけでも現吉田内閣において、ひとつ実現を見るようになつてから周東農林大臣の政治的な努力が望ましいと思うのであります。これに対する御所見を承りたいと思うのであります。

○周東國務大臣 お話を点であります。が、せつからできた水産廳でありますから、ある程度水産廳長官の発言権の増大とか、あるいは水産廳においてあるものを、ひとつ統合してやり得るようにもううことが、水産省設置へ至る過程として、まず第一に必要であるうといふ御意見につきましては、大体において同感賛成であります。ただこの点については、具体的にどういふ案件をつかまえて、これを水産廳に統合するかというようなことを、具体的にはひつと研究してみたいと思います。し、また中にはかえつて小さく水産の上において適当でないものもあるかと思います。それらの点は事案を統合的に処理するという具体的な問題について、研究を進めてみたいとかのように考えます。

○馬越委員 わが國の水産行政の根本的な発展は、一にかかるて漁区の拡張と、金融の円滑化と、輸入資材特に燃

油等の増量にまたなければならぬと思ふのであります。金融の問題につきましては、先般から他の委員各位からいろいろの御意見もござりまするし、政府当局の御答弁も承りましたので、この問題には触れないことにいたしますが、先ず第一に漁区の拡張の問題であります。漁区の拡張につきましては、

私どもよりも農林大臣の方が、一層痛切にこの問題と取組まれて、眞剣に努力をせられたのであります。さてみずから大臣に御就任になつたのでありますので、漁区の拡張の必要性につきましては、今さらここで私が大臣に申し上げるなどい、次回に説法のようなことは申しませんが、とにかく現在までの漁区拡張に対しまする政府の努力といふものは、非常に足らなかつたのではないかといふ氣持がいたしておるのであります。たとえば、今までの農林大臣が漁区拡張についてどんな手を打つたかといふ具体的な事實を、私どもは承知いたしておりません。また最近頻々として拿捕せられておりました以西底引網の漁船等の問題につきましても、今までの農林當局がどういうふうな手段をとつておるかといふ、具体的な方法について尋ねてみます。

○馬越委員 わが國の水産行政の根本的な発展は、一にかかるて漁区の拡張と、金融の円滑化と、輸入資材特に燃

油等の増量にまたなければならぬと思ふのであります。金融の問題につきましては、先般から他の委員各位からいろいろの御意見もござりまするし、政府当局の御答弁も承りましたのであります。漁区の拡張につきましては、

私どもよりも農林大臣の方方が、一層痛切にこの問題と取組まれて、眞剣に努力をせられたのであります。さてみずから大臣に御就任になつたのでありますので、漁区の拡張の必要性につきましては、今さらここで私が大臣に申し上げるなどい、次回に説法のようなことは申しませんが、とにかく現在までの漁区拡張に対しまする政府の努力といふものは、非常に足らなかつたのではないかといふ氣持がいたしておるのであります。たとえば、今までの農林大臣が漁区拡張についてどんな手を打つたかといふ具体的な事實を、私どもは承知いたしておりません。また最近頻々として拿捕せられておりました以西底引網の漁船等の問題につきましても、今までの農林當局がどういうふうな手段をとつておるかといふ、具体的な方法について尋ねてみます。

○馬越委員 わが國の水産行政の根本的な発展は、一にかかるて漁区の拡張と、金融の円滑化と、輸入資材特に燃

油等の増量にまたなければならぬと思ふのであります。金融の問題につきましては、先般から他の委員各位からいろいろの御意見もござりまするし、政府当局の御答弁も承りましたのであります。漁区の拡張につきましては、

私どもよりも農林大臣の方方が、一層痛切にこの問題と取組まれて、眞剣に努力をせられたのであります。さてみずから大臣に御就任になつたのでありますので、漁区の拡張の必要性につきましては、今さらここで私が大臣に申し上げるなどい、次回に説法のようなことは申しませんが、とにかく現在までの漁区拡張に対しまする政府の努力といふものは、非常に足らなかつたのではないかといふ氣持がいたしておるのであります。たとえば、今までの農林大臣が漁区拡張についてどんな手を打つたかといふ具体的な事實を、私どもは承知いたしておりません。また最近頻々として拿捕せられておりました以西底引網の漁船等の問題につきましても、今までの農林當局がどういうふうな手段をとつておるかといふ、具体的な方法について尋ねてみます。

○馬越委員 わが國の水産行政の根本的な発展は、一にかかるて漁区の拡張と、金融の円滑化と、輸入資材特に燃

油等の増量にまたなければならぬと思ふのであります。金融の問題につきましては、先般から他の委員各位からいろいろの御意見もござりまするし、政府当局の御答弁も承りましたのであります。漁区の拡張につきましては、

私どもよりも農林大臣の方方が、一層痛切にこの問題と取組まれて、眞剣に努力をせられたのであります。さてみずから大臣に御就任になつたのでありますので、漁区の拡張の必要性につきましては、今さらここで私が大臣に申し上げるなどい、次回に説法のようなことは申しませんが、とにかく現在までの漁区拡張に対しまする政府の努力といふものは、非常に足らなかつたのではないかといふ氣持がいたしておるのであります。たとえば、今までの農林大臣が漁区拡張についてどんな手を打つたかといふ具体的な事實を、私どもは承知いたしておりません。また最近頻々として拿捕せられておりました以西底引網の漁船等の問題につきましても、今までの農林當局がどういうふうな手段をとつておるかといふ、具体的な方法について尋ねてみます。

○馬越委員 わが國の水産行政の根本的な発展は、一にかかるて漁区の拡張と、金融の円滑化と、輸入資材特に燃

油等の増量にまたなければならぬと思ふのであります。金融の問題につきましては、先般から他の委員各位からいろいろの御意見もござりまするし、政府当局の御答弁も承りましたのであります。漁区の拡張につきましては、

私どもよりも農林大臣の方方が、一層痛切にこの問題と取組まれて、眞剣に努力をせられたのであります。さてみずから大臣に御就任になつたのでありますので、漁区の拡張の必要性につきましては、今さらここで私が大臣に申し上げるなどい、次回に説法のようなことは申しませんが、とにかく現在までの漁区拡張に対しまする政府の努力といふものは、非常に足らなかつたのではないかといふ氣持がいたしておるのであります。たとえば、今までの農林大臣が漁区拡張についてどんな手を打つたかといふ具体的な事實を、私どもは承知いたしておりません。また最近頻々として拿捕せられておりました以西底引網の漁船等の問題につきましても、今までの農林當局がどういうふうな手段をとつておるかといふ、具体的な方法について尋ねてみます。

○馬越委員 わが國の水産行政の根本的な発展は、一にかかるて漁区の拡張と、金融の円滑化と、輸入資材特に燃

いうふうな方向へ努力してみたいと思

んでおりました。これは実際近い将来にただちに実現できるものとは考えら

れないのであります。こういう密漁取

めに、いろいろ財政上の都合で急速に

しましては、國の予算で取締船を増加

につきまして政府のお考えを承りたいと思うのであります。近々瀬戸内海方面におきましては、機船底引網が禁漁区域を侵害いたしておりますことが頻々としてあるのであります。このために

は沿岸漁業者と機船底引網業者との間に相当熾烈な鬭争が行なわれた事実も、最近幾らもあるのであります。また最近におきましてはダイナマイトを使用いたしまして密漁をやる、これを沿岸漁業者がおつかれますと、ダイナマイトをぶつけられて非常に多くの負傷者を出したという不祥事もしばしば新聞その他によりまして事実が報道されておるのであります。ところが海上取締りの現在のわが國の機構といふものが、よくこれらの取締りを完全にすることのできる状態にまで立ち至つてゐないのであります。戦前におきましては、御承知のように農林省におきましても、特に瀬戸内海に対しましては取締船を常駐させます。海上保安に遺憾なきを期しておつたのであります。現在そういうような取締船の配備もないのであります。海上保安につきましては、海上はほとんど無警備の状態に置かれて密漁は、もうすみくまでも、密漁をしておるのがあたりました。海上は、海上はほとんど無警備の状態に置かれています。私どもは海上保安廳の成立が一日も早く完了いたしまして、完全なる海上取締りができると望

るが、これがなかなか実現されないと思

うした事柄に対しますの対策につい

て、どういうふうに考えておられるの

になりますか承りたいと思います。

○馬越委員 次に周東國務大臣御趣旨の点は十分思

考の所とおきまして私は、一つの考え方を持つておられます。

○馬越委員 御参考までに当局にも十分聞いていた安部ができます以前におきましては、各府県におきましてはそれも水上警察署がありまして、それも海上保安廳がございます。いままで海上保

らねばならぬと思ひます。それで御趣旨に、どうしたような情報につきましては、農林省自体が独自の立場におきまして、お考えにならなければならぬと思うのであります。

○周東國務大臣 御意見まことにともう少し詳しくお話を

つともあります。今日は漁業が成立

たないような状況において、底引網の漁船等が沿岸を荒すということが起ります。

○馬越委員 ここにつきまして私は、一つの考え方を持つておられます。

○馬越委員 御参考までに当局にも十分聞いていた安部ができます以前におきましては、各府県におきましてはそれも水上警察署がありまして、それも海上保安廳がございます。いままで海上保

らねばならぬと思ひます。それで御趣旨に、どうしたような情報につきましては、農林省自体が独自の立場におきまして、お考えにならなければならぬと思うのであります。

○馬越委員 これは、周東國務大臣御趣旨の統制撤廃の問題につきましてお尋ねいたしたいと思います。鮮魚介の統制撤廃は、もとよりこの吉田内閣の民自党といたしましたが、高らかに國民に呼びかけられておる事柄であります。まだ私どもは、いと存じますし、またさらに海上保安廳と連絡し、漁業取締官農林省関係の官吏を乗せて、その方にも協力を仰ぐことも一つの行き方ではないかと思つております。

○馬越委員 これは、周東國務大臣御趣旨の統制撤廃の問題につきましてお尋ねいたしたいと思います。鮮魚介の統制撤廃は、もとよりこの吉田内閣の民自党といたしましたが、高らかに國民に呼びかけられておる事柄であります。まだ私どもは、いと存じますし、またさらに海上保安廳と連絡し、漁業取締官農林省関係の官吏を乗せて、その方にも協力を仰ぐことも一つの行き方ではないかと思つております。

○馬越委員 これは、周東國務大臣御趣旨の統制撤廃の問題につきましてお尋ねいたしたいと思います。鮮魚介の統制撤廃は、もとよりこの吉田内閣の民自党といたしましたが、高らかに國民に呼びかけられておる事柄であります。まだ私どもは、いと存じますし、またさらに海上保安廳と連絡し、漁業取締官農林省関係の官吏を乗せて、その方にも協力を仰ぐことも一つの行き方ではないかと思つております。

の全面的統制撤廃はもとより望むところであるし、そうした方角に行くこと目的としなければなりませんけれども、それが諸種の事情で非常に困難といたしまするならば、高級魚の統制撤廃の範囲を拡大するといふことと、加工水産物の需給関係がすでに飽和点に到達したこれらのものに対する、即時統制を撤廃するような現実主義に立つて施政をして行くのがいいのではないかと考えるのであります。これに対しまして御意見を承りたいと思うのであります。

○馬越委員 生鮮魚介類の統制を撤廃するという事柄につきましては、周東國務大臣お話の通り民自発の政策目標であります。従つてまた現内閣におきましては、それが実現については努力したいと思つておりますが、お話を聽いて、現在の段階においては、油その他の資材がバリアーになつておりますが、それらの点からいつて相当にこれは実施につきましては、その切替の時期と方法について慎重な考慮を要するものと考えております。従つてただいまお話を聽いたような二段構えについての考慮も慎重にいたしておりますが、ただいまのところいかなる時期にどういうものを外すのがよろしいかということについて、研究を進めている最中であります。それらの御意見についても多分に同感の点もありますし、その実施の際にどういものを維持するという御示唆の点については、十分考慮に入れて研究を進めたいと思っております。

○馬越委員 次は水産協同組合法が通過いたしますと、当然この水産團体の改組が行われることになるのであります。

現在の水産團体の整理の問題につきましては、私ども非常に憂慮しておりますのであります。たとえば中央水産業会がすでに解散いたしましたが、この中央水産業会の解散後における整理の状態をじつと見ておきますと、いつまでたつても整理が完結しない状態にあるのです。それで莫大な経費を使い、いつ整理が完了するという、その予測すら立たないよう

この中央水産業会におきましても、これが実施はそれぐ各府県の水産業会が実施いたしておりますが、私どもは結局この地方の水産業会の出資金も整理をする。この事務費、人件費等にすつかり消費されてしまつたときに、初めてこの整理が完了するのではないか、言いかえますれば、現在整理の任に当つておられる人々が、この整理の期間が長くなればなるほど、自分たちの生活がそれだけ安定しておるのだと、いうような考え方とともに、至急に完結するものでもかえつて長引かしておるのではないかというような疑を抱いておるのではないかと、この段階におきましても、相手方が引きついていない。こういう

ことは現在持つておりません。しかしながらこの協同組合法案が成立いたしますればそこに自から解決の道があり資産を受継ぐ相手方ができるのでありますから、はつきりして両方の関係者において迅速に処分ができることになると思します。中央水産團体の方は引継ぐ相手方が引きついていない。こういう

ことで現在の府県の水産業会の実状は、すでに改組前であります。ぜひそういうような方法をとつていただきたいと思うのであります。そこで現在の府県の水産業会の実状は、すでに改組前であります。ぜひそういうような方法で、現在の貨幣価値から申しますれば、現在の出資を倍にして、なおかつ足りないという状態にあります。普通の場合は、当然増資をするべき状態にあります。そこで現在の出資の増額は望むべくないのであります。従いまして、各府県水産業会におきましては、金

融の非常な制圧を受けまして非常に苦難な立場に陥りました事業は、すべてやつております。私はこの法案が通過後、現在の水産團体の解散後の整理の方法を、現在の中央水産業会の存亡にも非常に大きな影響を与えるのであります。私はこの法案が通りますと、その出資者が零細な市町村の漁業会のことではあります。でもつてやりますと、その出資者が零細な市町村の漁業会のことではあります。どちらも安心をいたしました次第であります。ぜひそういうような方法をとつていただきたいと思うのであります。そこで現在の府県の水産業会等が整理をいたします場合に、中央水産業会と同じような方法であります。中央ならば金庫にこれを委ねまして、そうして金庫が整理の任せられました。そうしたような行き方に反対するのであります。そういうようなことになりますと、先ほど私が申し上げましたように、まずやつております。私はこの法

案には参りません、さりとて從いまして、その目的のものは、現在の役職員が解散を前にして不當に処理することを最も厳しく戒めているものと心がけならないといふふうな弊害がそこに伴つて、申上げましたような善意の財産処理につきましては、その処理はゆきゆくつに考えておるのではないというやう

りますが、この点につきましては、最も大事な点だ、組合の事業に組合員が無関心であるということは、協同組合の精神からいえば非常にまずいことであつて、この点は特に啓蒙をする点だといつて絶対に困るというような意見が非常に強かつたわけで、私たち自身といいたしましても、四分の一という数字につきましては、四分の一程度の者があつてきめるのでなければ、このような組合の全体の運営に重大な影響のあるような議決事項については、当然それだけの数が必要だらうと、かように考えておりますので、組合員が集まつて來ないという問題につきましては、地理的な事情、その他いろいろの問題がござりますけれども、少くともそれが組合の全体の問題に関するような問題につきまして無関心であるという状態は、できるだけ趣旨を宣傳、啓蒙いたしまして、そういうことのないように努めて行きたいと考えております。

○石原(圓)委員 私は緊急問題として當局にお尋ねしたいのであります。それはけさの新聞に川南造船所所属の船が四隻拿捕されて、その船の船員は銃殺された者もあるし、いろ／＼あつて、その残りは帰還を許されて帰つた。という記事があつたのです。これは確めてもらいたい問題であります。それで川南の船を加えたならば二十隻くらいはもう未だ落着しない。そうしていつそれが込資金を政府へ融資を申請した結果が、以西底引が從來区域外へ出て漁業をするとかしないとかで、今の川南の船を加えたならば二十隻くらいはもう未だ落着しない。そうしていつそれが実現するかわからぬという船主として

は、非常な苦境に陥つて、年末の出漁ができるできないということに苦心している。そこにこういう拿捕されて銃殺されたことが起れば、私は以西底引は非常な脅威を受けて、この年未始を控えて出漁数が減る。また船員が沖へ出ることを忌避して、無理に出せば特別の待遇をしなければ出ない、結局出るにしても仕込資金は政府の方では間に合わさない。これは結局以西底引は激しい打撃のもとに、たいへんな不振の結果になりはせぬかと思ひます。私は、これに対する対策なり、お考えはどうなるのでありますか。これは緊急な問題としてお尋ねしたいのであります。

○館山政府委員 ただいまの下賛の記事につきましては、私どもはまだ確報は受けておりません。まことにその点は相済まぬと思つております。かねてから関係先には、この拿捕については反則だということで、一應向うとしてはそういうことは許されないということを、いつも言われて困つておつたのであります。人の拿捕船に対することにつきまして、いづれ詳細に調査の報告を申上げますが、最後のお話の以西底引のことにつきましては、お説の通りであります。私どももこの金融対策について、大体八、九億円が以西底引について、大体八、九億円が以西底引に対して融資ができるようになつたと聞いてお話を聞いておつたのであります。しかるに昨日実は以西底引の方々が見えまして、市中銀行からの融資で思ひようにはからぬ。何とか打開の策を講じなければならぬという方々が見えまして、本日全員がそろうので、打合せて、日本銀行に対しても改めて対策を講じようということで、私がお伴して行く約束をしたのであります。私これは水産廳だけの力では容易に解決ができかねる場合もあるので、その際に幸い本委員会に小委員会も設立されたよりでありますので、私どもは有力なる委員会各位の御協力を仰いで、少くともこの八億融資に対しましては一日も早く実現できるよう努力したいと考えております。

○石原(圓)委員 仕込資金の問題につきましては、以西底引業者の申出が少し理由等が悪かつたために、一應政府は拒否した、そしてさらに了解を求めて今日に及んでおるので、結局数週間を経過して、すでに漁期を失うということになりかけておるのであります。これは由々しき問題と思うのであります。ゆえにすみやかにこの問題を解決するよう、金融委員会にも、小委員会において活動するのですが、どうか特にこれを取上げて、急速に解決することを強く要望する次第であります。なおこの拿捕等に関する件についての方策、方法について、私はいかが腹案を持つておるのでございますが、一應私の質問はこれで終ります。なほこの拿捕等に関する件についての方策、方法について、私はいかが腹案を持つておるのでございますが、一應私の質問はこれで終ります。

○西村委員長 本日はこれをもつて会議を閉じます。明日の日程は本日の日程であります。水産業協同組合法案は二件であります。この二件に関しては、逐條審査をいたすつもりであります。